

# 住民活動を 安心して行えるように…

令和6年度

## 成田市住民活動総合災害補償制度

のご案内

市内で行われる住民活動中に起きた事故を対象に、見舞金をお支払いする制度です。  
万一の際は、担当課へお問合せください。



## 成 田 市

## 目次

- 1.どんな制度なの？
- 2.「住民活動」って？
- 3.「住民団体」って？
- 4.制度を利用するうえで注意することは？
- 5.補償の内容は？
  - <傷害補償>
  - <損害賠償責任補償>
- 6.Q&A

## 1.どんな制度なの？

住民活動の健全な発展と、地域社会の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。活動拠点を市内に有する住民団体の、住民活動中の事故を対象としています。損害賠償責任事故と、傷害事故について、定められた見舞金をお支払いします。

## 2.「住民活動」って？

「住民団体が 無報酬かつ  
継続的かつ  
自発的かつ  
計画的 に行う、社会福祉の向上のための事業又は活動」のことです。  
 (例：社会奉仕活動)  
 (例：自治会活動)  
 (例：青少年育成活動)

※但し、以下の活動は、住民活動から除外されます。

- ・報酬を得るための活動（交通費や食事代等の実費弁償は可）
- ・特定の団体や個人の利益となる活動（サークル活動や趣味の活動、自助活動に該当するもの等）
- ・運動競技を行うことを目的として組織されたスポーツ団体が行う、当該団体管理下のスポーツ活動
- ・学校、幼稚園又は保育園の行事として行われる活動（クラブ活動を含む）
- ・政治、宗教及び営利を目的とした活動
- ・職業として行う活動
- ・単位取得や学習のために行う活動
- ・海外で行う活動

## 3.「住民団体」って？

以下の条件をすべて満たす団体のことです。

- ・住民活動を行うことを目的に、5人以上の構成員により自主的に組織されていること
- ・主たる活動拠点を市内に有し、構成員の70%以上が成田市内に住所を有していること
- ・活動が継続的・計画的に行われていること

## 4. 制度を利用するうえで注意することは？

- ・本制度は、住民活動におけるすべての事故を補償の対象とするものではありません。事故が発生した状況や、行っていた活動の内容によって、補償が受けられない場合もありますので、予めご了承ください。また、対象になるかの判断が難しい場合は、事前にお問合せください。
- ・保険料は全額市が負担します。
- ・事前の届出は不要ですが、請求手続きの際には、団体の年間活動計画や行事の参加者名簿等が必要となります（必要書類は4ページに記載）。万一に備え書類を整えておくようにしましょう。
- ・本制度の利用のために市へ提出された各書類は、補償金の請求手続きのためにのみ使用し、支払を完了した場合は5年間、取下げとなった場合は1年間、それぞれ市役所にて保管の後、廃棄します。

## 5. 補償の内容は？

### < 傷害補償 >

#### ◆【対象となる事故】

以下の条件をすべて満たす事故が対象となります。

1. 傷害補償対象者\*1が住民活動を行っている中で発生した事故であること
2. 急激かつ偶然な外来の事故であること
3. 対象外の事故\*2に該当していないこと

**\*1…傷害補償対象者：**次のイベントに参加する者（住民活動に直接的に参加し、活動を実施する者／単なる見物人や祭り・イベントの来場者等の不特定多数の者、サービスの受益者等、住民活動に直接的に参加しない者は除く）を指します。

- ① 指導者等（住民団体の中で、住民活動の計画立案・運営の指導的地位にある者、又はこれに準ずる者、及び住民活動の実施に伴ってその運営に従事する者（住民団体の構成員や、指導者の補助員など）が主催又は共催する社会教育活動・スポーツ活動・社会奉仕活動などの活動
- ② 住民団体による住民活動
- ③ 市が主催又は共催する社会教育活動・スポーツ活動・社会奉仕活動などの活動

**\*2…対象外の事故：**以下のものを指します。

- ア 傷害補償対象者の故意又は重大な過失により発生したもの
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒ぎように起因するもの及びこれらに随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ウ 地震、噴火又はこれらによる津波
- エ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病（熱中症等は除く。）又は心神喪失によるもの
- オ 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの
- カ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛又はその他の症状で、その症状の原因がいかなる場合でも医学的他覚所見がないとき
- キ 傷害補償対象者が法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物使用等正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ク スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動（練習、試合、合宿、遠征等）における参加者の事故（指導者等の公益活動は除く。）
- ケ 非常勤特別職等に該当し、法令（条例を含む。）の規定による災害補償の適用で救済される場合の事故
- コ 山岳登山、リュージュ、ハングライダー搭乗及びその他これらに類する危険なスポーツによる事故
- サ 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術を含むその他の医療措置によるもの（ただし、外科的手術を含むその他の医療措置によって生じた傷害が、補償金を支払うべき傷害の治癒によるものである場合は除く。）
- シ その他、当該年度の保険契約に定める事故

## ◆【補償の内容】

区分	内容	補償金額
死亡	事故日を含む180日以内に死亡したとき	1人 500万円 (熱中症等 1人 300万円)
後遺障害	事故日を含む180日以内に、その事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき	1人 20～500万円 (熱中症等 1人 9～300万円)
入院	事故日を含む180日以内に、その事故による傷害が原因で入院したとき	1人 日額5,000円
手術	事故日を含む180日以内に、その傷害の治療のために手術を受けたとき	入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約に係る約款に定めた倍率を乗じた額
通院	事故日を含む180日以内に、その事故による傷害が原因で通院したとき	1人 日額3,000円 (上限 90日)

- ※1 熱中症（熱射病、日射病）、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は、対象となります。  
 ※2 活動日程が客観的に証明できる場合、指導者等が定めた集合・解散地点と受傷者の住所との通常の往復経路で発生した事故も対象となります。  
 ※3 計画的に行われたものであれば、活動のための準備期間の事故も対象となります。

## ◆【申請手続き】

※事故が発生した場合は、代表者（もしくはその代理の方）から、**市民協働課**へご一報ください。  
 （事前の届出は必要ありません。）

① 代表者は、以下の書類を整えてください。[団体要件・活動要件の確認のため]

A. **イベント実施の告知文書（チラシ）** [イベントの実施の確認]

（事故発生日・場所・時間が記載されたもの／書式自由）

B. **当日の参加者名簿** [当事者の参加の確認]

（参加者全員の氏名・住所が記載されたもの／書式自由）

C. **年間行事計画表** [継続的・計画的な運営の確認]

（イベント名・実施時期が記載されたもの／書式自由）

D. **事故報告書（傷害）** [事故状況の把握のため]

（書式は市民協働課にあります／情報がそろっていれば別の書式でも構いません。）

※その他、場合により、団体の規約等の提出を求める場合があります。

② ①の書類を**市民協働課**へご提出ください。市で内容を確認した後、保険会社が審査を行います。

③ 審査で【対象外】と判断された場合、代表者へ電話で通知します。

③ 【対象になる場合】市から被災者に「**成田市市民活動保険金請求書／成田市市民活動災害補償制度災害補償金請求書**」を送付します。受傷者は、治療がすべて終わってから必要な事項を記入し、入通院日数分の領収証と診察券のコピーを添付の上、**市民協働課**へご提出ください。

④ 市で③の書類の内容を確認した後、保険会社の審査を経て、保険会社から**被災者**に直接、補償金が振り込まれます。

※お支払いする補償金が30万円を超える場合、医師の診断書が必要になります。

（補償金が30万円未満であっても、場合により、診断書をお願いすることがあります。）

※後遺障害補償に該当する場合は、通常の請求終了後、被災者に市から直接郵送にて通知します。

## <損害賠償責任補償>

### ◆【対象となる事故】

以下の条件をすべて満たす事故が対象となります。

- 1.賠償補償対象者（団体）\*1 が住民活動を行っている中で発生した事故であること
- 2.被害対象が、住民活動の参加者又は第三者の生命・身体・財物・保管物であること
- 3.賠償補償対象者（団体）が、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負っていること
- 4.対象外の事故\*2 に該当していないこと

\*1…賠償補償対象者（団体）：次の4者を指します。

- ①住民団体
- ②指導者等（住民団体の中で、住民活動の計画立案・運営の指導的地位にある者、又はこれに準ずる者、及び住民活動の実施に伴ってその運営に従事する者（住民団体の構成員や、指導者の補助員など））
- ③市
- ④市と共同で事業を行う団体

\*2…対象外の事故：以下のものを指します。

- ア 賠償補償対象者の故意により発生したもの
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうに起因するもの及びこれらに随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ウ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮
- エ 賠償補償対象者の同居の親族に対して負担するもの
- オ 賠償補償対象者及び賠償補償対象団体が所有・使用・管理する自動車等又は動物に起因する事故
- カ 狩猟に起因して負担する賠償責任
- キ 非常勤特別職等に該当し、法令（条例を含む。）の規定による災害補償の適用で救済される場合の事故
- ク 建物や施設の改築・修理などに起因する事故
- ケ その他、当該年度の保険契約に定める事故

### ◆【補償の内容】

区分	内容	限度額
対人賠償	被害者の身体に損害を与えたとき	1人につき 6,000万円 1事故につき 2億円
対物賠償	被害者の財物に損害を与えたとき	1事故につき 100万円
保管物賠償	被害者が管理しているもの、預かりもの等に損害を与えたとき	1事故につき 100万円

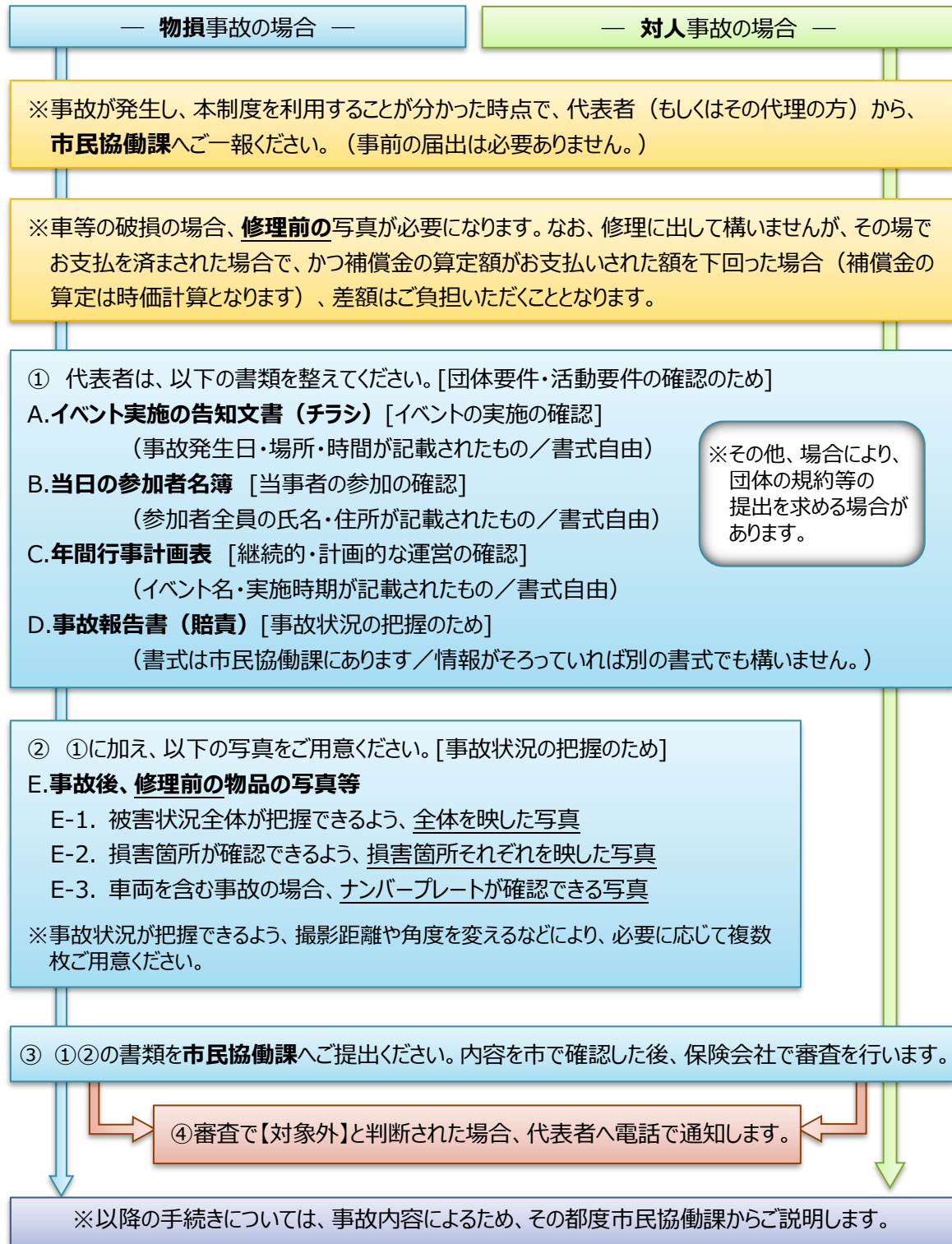
※1 1事故につき5,000円を超える部分について補償金をお支払いします。（5,000円の自己負担額が発生します。）

※2 補償の対象となる損害の範囲は、以下のとおりです。

- ア 治療費、入院費、通院交通費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、死亡による逸失利益、物の修理代、その他法律上の損害賠償金
- イ 損害の防止又は軽減のために有益な応急又は緊急措置費用
- ウ 保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解及び調停費用
- エ 保険会社に協力するために支出した費用
- オ その他、当該年度の保険契約に定めるもの



◆【申請手続き】



**問合せ先：成田市役所 市民協働課**（市民協働推進係）  
 住所：〒286-8585 成田市花崎町 760（成田市役所 2 階）  
 電話：20-1507（平日 8：30～17：15）  
 FAX：24-1086／E-mail：kyodo@city.narita.chiba.jp

## 6.Q&A

※下記に該当する場合であっても、事故が発生した状況や、行っていた活動の内容によって、補償の可否を審査いたします。実際の状況に応じて補償が受けられない場合もありますので、予めご了承ください。

### Q1.PTA や子ども会、高齢者クラブや社会福祉協議会が行う活動は対象になりますか？

A1.これらの団体が、P.2 に記載の「住民活動」に該当する活動を行った場合は、事前に名簿が作成されている無償スタッフのみが対象になります。

これらの団体については、連合団体などで包括的な専用保険を有している場合がありますので、専用保険についてもご確認、ご検討ください。

### Q2.青少年健全育成協議会（青少協）が実施する事業のスタッフは対象になりますか？

A2.青少年の健全育成を目的とした事業であれば、事前に名簿が作成されている無償スタッフに限り対象になります。

（例）青少協が主催して行うバレーボール大会で、スタッフが負傷した【○対象】

（例）青少協が主催して行うマラソン大会で、走者である中学生が負傷した【×対象外】

### Q3. わくわくひろば（子どもの居場所づくり事業）での活動は対象になりますか？

A3.P.2 に記載の「住民団体」「住民活動」としての要件を満たしていますので、対象となります。但し、参加者は「サービスの受益者」となるため、対象となりません。

（例）無償で手伝っているスタッフが負傷した【○対象】

（例）参加していた児童が負傷した【×対象外】

### Q4.市が実施する講座を発端として活動を始めた健康促進のための活動は対象になりますか？

A4.自分たちの健康づくりのために独自に行うサークル活動は、対象にはなりません。趣味のためではなくボランティア活動を行うことを目的として団体を立ち上げ、P.2 に記載する「住民活動」を実施する場合は、対象となります。

（例）サークル団体として、毎月1回、自分たちの健康づくりのために活動【×対象外】

（例）健康づくりのボランティア活動をするため立ち上げた団体が、健康づくりだけではなく地域の美化活動も計画的に行った【○対象】

### Q5.自治会が主催する清掃活動を欠席するため、別の日に個人でゴミ拾いをしようと考えていますが、この場合、個人で行うゴミ拾いは対象になりますか？

A5.団体による活動とみなすことができないため、本制度の対象にはなりません。但し、環境美化運動を個人で行う場合は、別の保険（全国市長会市民総合賠償保険）の対象となります。後者の保険については、本制度とは補償内容も手続きも異なり、クリーン推進課へ事前の申請が必要です。詳しくはクリーン推進課（Tel.20-1530）へお問い合わせください。



**Q6.台風や地震による被害の後片付け中にけがをしましたが、対象になりますか？**

**A6.**事前に（※）住民活動として計画し、会員に呼びかけをしたうえで行う活動の場合、対象となる場合があります。ただし、危険を伴う作業など、補償が受けられない場合もございますので、補償の可否についてはご相談ください。

※「事前に」とは、活動を行う前に計画されていることが条件となります。（自然災害が起きたあとでの計画、実施でも構いません。）

**Q7.自治会主催の研修会は住民活動に該当しますか？**

**A7.**観光目的ではない研修目的の活動（例：防災体験学習、福祉施設視察、資料館見学など）は、P.2 に記載の「住民活動」に該当するため、対象になります。

**Q8.自動車の事故は対象になりますか？**

**A8.**傷害補償は、受傷者が P.3 に記載の「傷害補償対象者」に該当する場合は、対象となります。損害賠償補償は、住民活動を行う個人や団体自身が所有・使用・管理する自動車に起因する事故は対象となりません。

（例）住民活動を行う為に、参加者が運転する車で他の参加者を迎えに行った際、接触事故を起こした。

→同乗する参加者が足を打ち付け打撲 【○対象】

→接触した相手の車の損害賠償責任を負った 【×対象外】 ※個人の保険で対応してください

（例）自治会の清掃活動の集合場所へ向かう途中(徒歩・自転車)、車にぶつかって負傷した 【※基本は事故相手の保険で対応してください】

（例）自治会の清掃活動の集合場所へ向かう途中(徒歩・自転車)、車を避けて負傷した 【○対象】

（例）自治会の道普請中に、草刈り機で跳ね上げた小石が、第三者が所有する駐車車両にぶつかってしまい、損害賠償責任を負った 【○対象】

（例）自治会の環境美化運動中に、免許を必要とする重機を使用し、第三者が所有する物置を破損した。【×対象外】 ※重機を所有する個人の保険で対応してください

**Q9.地域のお祭りは対象になりますか？**

**A9.**主催が神社等である場合、「政治、宗教及び営利を目的とした活動」に該当する為、対象となりません。

但し、主催が自治会等であり、伝統行事として実施する場合には、対象となります。その他、当日突発的に参加する見物人等は、直接的な参加者とみなすことができないため、対象となりません。

（例）自治会等が主催して行うお祭りで、事前に把握しているスタッフが負傷した 【○対象】

（例）自治会等が主催して行うお祭りで、里帰りしていた自治会員の親戚が負傷した 【×対象外】

（例）自治会等が主催して行うお祭りで、山車引きに飛び入り参加した参加者が負傷した 【×対象外】

（例）神社等が主催して行うお祭りで、スタッフが負傷した 【×対象外】

## 成田市住民活動総合災害補償制度 事故報告書（傷害）

報告者 情報	フリガナ		被災者 情報	フリガナ	
	氏名			氏名	
	電話番号			生年月日	年 月 日
	備考			性別	男性・女性
事故 情報	事故発生日時		年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
	事故発生場所				
	事故状況 (何をしてどうなった等)				
	住民活動の主催者名				
	行っていた 住民活動の内容				
	現状 (通院状況・受傷程度等)				
災害 補償金 請求者 情報	フリガナ		被災者との 関係 (○をつける)	本人	親権者
	氏名 <small>※未成年の場合は親権者</small>	<small>※被災者と一致する場合は空欄</small>		相続人	その他( )
	フリガナ				
	住所	〒 -			
	電話番号	( )			<small>※日中連絡可能なもの</small>

### ＜注意事項＞

◆事故が発生した場合、この報告書と共に、以下の書類を市民協働課へご提出ください。

- A. イベント実施の告知文書（チラシ） [イベントの実施の確認のため]  
(事故発生日・場所・時間が記載されたもの／書式自由)
- B. 当日の参加者名簿 [当事者の参加の確認のため]  
(参加者全員の氏名・住所が記載されたもの／書式自由)
- C. 年間行事計画表 [団体の継続的・計画的な運営の確認のため]  
(イベント名・実施時期が記載されたもの／書式自由)

◆上記書類をご提出いただいた後、保険会社で審査を行い、審査を通過した場合は災害補償金請求者宛に請求書を送付いたします。なお請求に際しては、別途以下の書類が必要になります。

- ・入通院時の領収証（入通院日が確認できるもの）
- ・診察券のコピー（複数の医療機関を受診した場合はそれぞれ必要になります）
- ・（お支払いする予定の補償金が 30 万円を超える場合等）所定の書式を使用した医師の診断書  
※診断書が必要な場合は、別途市民協働課から災害補償金請求者へご連絡します。

## 成田市住民活動総合災害補償制度 事故報告書（賠償）

事故 情報	事故発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
	事故発生場所			
	フリガナ	補償金請求者との関係		
	被保険者側氏名			
	フリガナ	性別	年齢	
	相手側氏名	男 ・ 女	歳	
	事故状況 (何をしてどうなった等)	相手側が複数人いる場合の相手側人数  人		
	行っていた 住民活動の内容			
	現状 (修理や話し合い等の経過)			
	災害 補償金 請求者 情報	フリガナ		
氏名 <small>※未成年の場合は親権者</small>				
フリガナ				
住所		〒            -		
電話番号		(                    )		<small>※日中連絡可能なもの</small>
携帯電話番号		(                    )		<small>※日中連絡可能なもの</small>

### ＜注意事項＞

- ◆ 事故が発生した場合、この報告書と共に、以下の書類を市民協働課へご提出ください。
  - A. **イベント実施の告知文書（チラシ）** [イベントの実施の確認のため]  
(事故発生日・場所・時間が記載されたもの／書式自由)
  - B. **当日の参加者名簿** [当事者の参加の確認のため]  
(参加者全員の氏名・住所が記載されたもの／書式自由)
  - C. **年間行事計画表** [団体の継続的・計画的な運営の確認のため]  
(イベント名・実施時期が記載されたもの／書式自由)
  - E. (物損の場合) **事故後かつ修理前の写真** ※**事故状況を把握するため**  
(例：車等の場合、1枚に全体を映した写真、損害箇所それぞれを映した写真、ナンバープレートが確認できる写真の3種類)
  
- ◆ 上記書類をご提出いただいた後、保険会社で審査を行い、補償の可否・補償額等を判断します。なお、補償額が大きくなる場合は、保険会社が現地を確認する場合があります。

**作成日** : 令和6年4月1日

**発行元** : 成田市役所 市民協働課

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760

(TEL) 0476-20-1507

(FAX) 0476-24-1086

(E-mail) [kyodo@city.narita.chiba.jp](mailto:kyodo@city.narita.chiba.jp)